第三十七条中「合併」の下に「、会社分割」を、「振替新株予約権付社債」の下に「（会社分割にあっては、会社分割をする株式会社の新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者に対して交付するものに限る。次条第二号、第三十九条第七号、第四十条第六号及び第四十一条第七号において同じ。）」を加える。

第三十八条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　会社分割に際して振替新株予約権付社債を交付する場合　会社分割をする株式会社

第三十九条第六号中「株式移転をする株式会社の株式の株主又は登録株式質権者」を「次に掲げる者」に改め、同号に次のように加える。

イ　株式移転をする株式会社の株式の株主又は登録株式質権者

ロ　株式移転をする株式会社の新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者又は登録新株予約権質権者

第三十九条中第六号を第九号とし、同条第五号中「株式交換をする株式会社の株式の株主又は登録株式質権者」を「次に掲げる者」に改め、同号に次のように加える。

イ　株式交換をする株式会社の株式の株主又は登録株式質権者

ロ　株式交換をする株式会社の新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者又は登録新株予約権質権者

第三十九条中第五号を第八号とし、第四号中「合併により消滅する会社の株式の株主又は登録株式質権者」を「次に掲げる者」に改め、同号に次のように加える。

イ　合併により消滅する株式会社の株式の株主又は登録株式質権者

ロ　合併により消滅する持分会社の社員

ハ　合併により消滅する株式会社の新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者又は登録新株予約権質権者

第三十九条中第四号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　会社分割に際して振替新株予約権付社債を交付する場合　会社分割をする株式会社の新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者又は登録新株予約権質権者

第三十九条第三号の次に次の二号を加える。

四　発行者が取得条項付新株予約権の取得の対価として振替新株予約権付社債を交付する場合（次号に掲げる場合を除く。）　取得条項付新株予約権の新株予約権者又は登録新株予約権質権者

五　発行者が取得条項付新株予約権付社債の取得の対価として振替新株予約権付社債を交付する場合　取得条項付新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者又は登録新株予約権質権者

第四十条第四号中「合併」の下に「、会社分割」を加え、同号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四　発行者が取得条項付新株予約権の取得の対価として振替新株予約権付社債を交付する場合（次号に掲げる場合を除く。）　その旨

五　発行者が取得条項付新株予約権付社債の取得の対価として振替新株予約権付社債を交付する場合　その旨

第四十一条第六号中「又は振替の申請」を削り、「当該通知又は申請の前に当該株式移転をする株式会社の株式を取得した者又は当該株式を目的とする質権の設定を受けた者であって株主名簿に記載又は記録がされていないもの」を「次に掲げる者」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該通知の前に当該株式移転をする株式会社の株式を取得した者又は当該株式を目的とする質権の設定を受けた者であって株主名簿に記載又は記録がされていないもの

ロ　当該通知の前に当該株式移転をする株式会社の新株予約権付社債を取得した者又は当該新株予約権付社債を目的とする質権の設定を受けた者であって新株予約権原簿に記載又は記録がされていないもの

第四十一条中第六号を第九号とし、同条第五号中「当該通知又は申請の前に当該株式交換をする株式会社の株式を取得した者又は当該株式を目的とする質権の設定を受けた者であって株主名簿に記載又は記録がされていないもの」を「次に掲げる者」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該通知又は申請の前に当該株式交換をする株式会社の株式を取得した者又は当該株式を目的とする質権の設定を受けた者であって株主名簿に記載又は記録がされていないもの

ロ　当該通知又は申請の前に当該株式交換をする株式会社の新株予約権付社債を取得した者又は当該新株予約権付社債を目的とする質権の設定を受けた者であって新株予約権原簿に記載又は記録がされていないもの

第四十一条中第四号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　発行者が会社分割に際して交付する振替新株予約権付社債について法第百九十五条第一項の通知又は振替の申請をした場合　当該通知又は申請の前に当該会社分割をする株式会社の新株予約権付社債を取得した者又は当該新株予約権付社債を目的とする質権の設定を受けた者であって新株予約権原簿に記載又は記録がされていないもの

第四十一条第三号の次に次の二号を加える。

四　発行者が取得条項付新株予約権の取得の対価として交付する振替新株予約権付社債について法第百九十五条第一項の通知又は振替の申請をした場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該通知又は申請の前に当該取得条項付新株予約権を取得した者又は当該取得条項付新株予約権を目的とする質権の設定を受けた者であって新株予約権原簿に記載又は記録がされていないもの

五　発行者が取得条項付新株予約権付社債の取得の対価として交付する振替新株予約権付社債について法第百九十五条第一項の通知又は振替の申請をした場合　当該通知又は申請の前に当該取得条項付新株予約権付社債を取得した者又は当該取得条項付新株予約権付社債を目的とする質権の設定を受けた者であって新株予約権原簿に記載又は記録がされていないもの

第四十六条及び第四十七条中「第十四条（第一号及び第七号イ」に、「第十五条（第一号及び第五号」を「第十五条（第一号及び第七号」に、「第十六条（第一号及び第七号」に改め、第四十六条の表及び第四十七条の表中「第十四条第一号及び第五号」を「第十四条第一号及び第七号イ」に、「第十五条第五号」を「第十五条第七号」に、「第十六条第一号及び第五号」を「第十六条第一号及び第七号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、公布の日から施行する。

（社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令の一部改正）

第二条　社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令（平成二十二年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

社債、株式等の振替に関する命令第四十七条の表第十四条第一号及び第五号の項の次に第十四条第一号、第十五条第一号及び第十六条第一号の項を加える改正規定中「及び第五号」を「及び第七号イ」に改める。